

第4回「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」会議録概要

1. 開催日時 平成26年10月1日（水）午後6時30分～8時30分
2. 会場 防府市役所 4号館3階 1号会議室
3. 出席委員 7人（欠席：3人）
4. 概要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

◎協議事項

●事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので、第4回「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」を開催させていただきます。

はじめに、資料の確認をいたします。今回、事前に送付させていただいたのは第4回会議の次第と「防府市における協働のあり方についての検討」という資料です。第3回会議の資料と併せてご覧いただきながら、協議いただくことになると思います。

●委員長

こんばんは。この協議会では、参画と協働について、まずは参画の部分について検証を行ってきました。前回から協働の部分に入ってきましたが、そもそも協働とは何をもって協働というのかについて、委員の皆様の中でもいろいろな意見がありました。そこで、今日は改めて協働というものをどのように考えるか、防府市の現状、これからの防府市、将来に向けての課題を掴んでいくという視点での協議が中心になるかと思えます。引き続き、活発な議論をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料について事務局から説明をいただいでよろしいですか。

●事務局

今回、「防府市における協働のあり方についての検討」ということで資料をお渡ししています。こちらは、これまでにいただいた意見等を踏まえ、補足の資料として作成したものです。まずは、「○協働の範囲・形態について」ということで4点ほど掲載しています。

「1. 協働の対象となる公共の範囲」については、市の本来的な事業ではないが、市民のためにあった方がよいもので、行政だけで行うのは難しいものを、市民の力も借りて行うのが協働ではないかという意見や、市民と市長が行うものは全て協働とみなしてはどうかなど、前回の協議でもいろいろな意見をいただきました。そこで、事務局が考えている協働の対象となる公共の範囲について図示しています。左側が従来の行政の受け持ち範囲、右側が課題としてはありましたが、行政の手が届かなかった公共の分野、それに加えて市民ニーズの高度化等によって発生するものが新たな公共の分野となります。この右側に示された公共の分野に加えて、これまで行政が担ってきた分野の中で、協働することでより良い市民サービスが提供できると考えられる分野についても協働の対象となる公共の範囲として示しています。

「2. 協働が可能な事業」については、「1. 協働の対象となる公共の範囲」でお示した範囲の中で、どのような事業が考えられるかが掲載されています。市と協働するということですので、市の基本方針に合致したものが前提になります。それに加えて、市民等の先駆性・柔軟性・地域性などが活かせる事業、それぞれ単独では実施が難しい事業、協働した方がより良い市民サービスを提供できる事業などが協働に馴染む事業だと考えています。

「3. 協働の形態」については、第3回会議の資料2（参考）に内容を詳しくお示ししています。ここでは、防府市の協働について、このような形態で捉えていきたいということで、6つの形態を他市等の事例と併せて掲載しています。

「4. 協働としての委託」については、第3回会議で特に多くの意見をいただいたところです。ここでは単なる外注と言われるような委託と、協働としての委託の違いをどのように捉えるかということで、他の自治体の例を挙げています。他の自治体では、仕様書の作成段階、もしくは実施の段階において、ある程度受託者の意見を取り入れながら事業を行っているという点で、従来型の委託と協働型の委託を区別しているということが見てとれます。そこで、防府市としても、市民等の意見を仕様書に反映させるなど、市民等の意見を活かすための手段を講じながら行う委託、財政効率を重視し業務の外部委託そのものに力点を置いた委託は除くというような考え方で、従来型の委託との区別を図っていければと思います。

●委員長

ありがとうございます。第4回会議次第では「1 協働の範囲・形態について」と、「2 協働の基本原則について」の2本がテーマとなっていますので、「1 協働の範囲・形態について」の内容の確認と意見交換から始めさせていただきたいと思います。事務局の説明と重なる部分もあるかと思いますが、簡単にまとめさせていただきます。

まずは協働という言葉について、どの部分まで範囲を設定するのかということですが、第3回会議でも議論になったところですが、「1. 協働の対象となる公共の範囲」で一応の全体像が見えるようになっています。協働といっても、旧来行政が受け持っていた範囲の中での内容と、新たなニーズから発生し、どこが担ったらいいのかははっきりしないもので、課題を発見して取り組んでいくべきものがあるということです。ここをきちんと意識して見ておく必要があると思います。

もう1点、重要になってくるのが、業務委託というような形を協働という枠の中にも含めるかどうかということで、「4. 協働としての委託」で様々な自治体の定義が集めてありますが、それを総合的に考えて事務局の考え方を示してあります。行政が仕様書を決めて依頼するものが従来型の委託で、協働型の委託は5つの事例のどれを見ても、協働する相手の特性や能力を発揮できるようなものとしています。それを受けて事務局では、市民等の意見を仕様書に反映させるなど、市民等の意見を活かすための手段を講じながら行う委託を協働としての委託とし、財政効率だけを重視し業務の外部委託そのものに力点を置いた委託は除くとしておられます。これは確定したものではありませんので、あくまでひとつの考え方、叩き台として見ていただいて、協働の対象とする公共の範囲の考え方、形態の定義についてご意見をいただけたらと思います。

●A委員

「1. 協働の対象となる公共の範囲」の全体像について質問なのですが、「防府市参画及び協働の推進に関する条例〈解説〉」の7ページに協働の領域のイメージ図が出ています。ここでは市民等の領域と市長等の領域を5段階で示されていますが、対等というところはこの5段階の中心をイメージします。このイメージ図では完全に市民等が主体で行うものと、市長等が主体で行うものがありますが、今回提示された協働の対象となる範囲は全てこのイメージの中に含まれるのでしょうか。

●事務局

「防府市参画及び協働の推進に関する条例〈解説〉」とは視点が異なりますので、分かりにくかったかもしれません。協働の対象となる範囲は、役割によってどこに位置するかは変わってくるかもしれませんが、「協働のイメージ図」でいうところの市民等主体の領域と市長等主体の領域を除く部分に、全てが含まれると考えています。

●A委員

委託で考えた場合はどうでしょうか。従来型の委託は市長等が主体という形であったと思いますが、協働型の委託は対等だということになっています。ですから、このイメージ図でいうところの市民等・市長等が対等のところに協働型の委託がくるものだと考えてもよろしいですか。

●事務局

協働の基本原則にある対等は、役割の大小に関わらず存在としての対等というように考えていますので、役割分担までが全て対等ということではなく、主体として担う役割は大きかったり小さかったりということがあります。今お話のありました委託については、市が主体となる部分が非常に大きいと思いますので、(それぞれの役割を示した)「協働の領域イメージ図」の中で言うとやや市長等の側に寄ったところに位置付けられると考えています。

●A委員

各事業をそれぞれ当てはめて考えていくと、その事業内容がどちら寄りなのかが見えてくるのかなという気もします。まだ分類されていないので見えない部分もありますが、一応イメージとしてはそういった形で考えてよろしいですね。

●事務局

補足になりますが、委託については、責任の所在という面でも、市長等の側に寄ってくるように思います。これが補助になりますと、市民等の側の責任が増してくるようになります。取り組みの関係性については補助、委託に関わらず対等であるということをご理解いただきたいと思います。

●委員長

言葉の使い方として、ここで対等という言葉がありますが、イメージとしてどちらが上か下かという意味で使っているのではなく、同じくらいのエネルギーを用いるという意味合いで使われていると思

ます。実際の業務の役割分担としてはいろいろな形があるのではないのでしょうか。例えば、決められていること、厳然とした規格があつて、それを受託者がやるということが1つの形としてあるとします。それを対等とは見ないと思いますが、目標に向かって一緒にやっていくという面では協働であるという側面もあるのかもしれませんが、それを協働と言えるのか言えないのかという議論がまだ十分ではありません。まずは協働の範囲について意見をまとめましょう。

●B委員

私は、今回の資料で説明されているものが、まさしく協働だと思います。

第3回会議では、具体的事例として留守家庭児童学級を挙げられていましたが、留守家庭児童学級は年齢や時間、料金など、ほとんどの部分が予め決まっています。もし、八王子市の例にあるように、相互の特性が十分発揮できるよう、仕様書の作成段階からパートナーの意見を参考にして取り入れて、留守家庭児童学級が行われているのならば、これは素晴らしいことです。地域の特性に応じて、小学校6年生まで預かるとか、時間を延長するとか、そういうところまでいけば協働でしょう。しかし、条例で厳格に決めておいて、この枠の中でやってくれと言われると、それは協働ですかという趣旨で第3回会議のときに意見を申し上げました。

相互の特性が十分発揮できるよう、仕様書の作成段階からパートナーの意見を参考にして、あるいは活かしながらやっていくという考え方は、まさしく協働だと思います。しかし、留守家庭児童学級などの具体的な話になると、それが出来ているとは思いません。地域のニーズに合わせて柔軟に運用が出来れば協働だと思いますが、枠を決めてその中で動きなさいと言われると違和感があります。

●委員長

枠というのが、どこまで許容されるのかという話になるのかもしれませんがね。

●B委員

例えば留守家庭児童学級なら、小学校3年生までという枠があります。兄弟が居て小学校4年生と小学校1年生なら、上の子どもは来てはいけないという話になります。(利用者の立場からすると)それでは意味がないので、受託者の判断で預かるであるとか、そういうことが出来て初めて協働だと思います。

●C委員

国の基準が示されている中で、限界はあると思います。しかし、市として独自のものを作って対応していただければ協働も進み、地域のサービスの向上にも繋がると思います。近年は少子高齢化が進み、子どもの数は少ないのですが、逆に厳しい時代を迎え、共働きの増えていくと留守家庭児童学級の需要は高まるという見方もあります。将来のことは分かりませんが、NPO(非営利団体)の方や資格を持った方にある程度予算を配分して、地域のサービスの向上を図っていくということを考えると、様々な問題、課題が出てくると思います。

●委員長

お互いに来ること、出来ないことはあると思いますが、意見を言い合って、より合理的に物事が進

むようにできるかということが重要ですね。

●A委員

委託でもいろいろなケースがあって、市と業者だけの関係ではなく、市民から市に要望があって、市から業者に委託するという場合があります。こうしたケースでは、委託の関係も複雑になってきますので、今後考えていかないといけないと思います。市に要望して行われた業務の結果が要望した市民にとって満足いくものかどうかという点で、現状は必ずしも十分ではないと感じます。市が業者に委託をし、工事そのものは業者が行うけれども、(工事の施工状況を)容認するのは市民が行うというケースも出てくると思いますので、書類に市民の確認欄を設けることなどが必要だと思います。

●委員長

市民が、サービスの提供を実際に受けて、それに対して満足したかどうかということですか。

●A委員

行政にサービスを要求したときに、それを行政から業者に委託します。それが要求した市民の満足する内容の業務をしない場合や、予算の関係などで実施できない場合があります。お互いが満足するような形で折り合えるように、仕様書の段階で盛り込んでいくことが必要なのではないかとことです。

●委員長

受託業者が仕様に基づいてきちんと業務をしていないということであれば、行政指導の対象になる話ですから、委託をする側がきちんとチェックすることだと思います。

しかし、このご指摘は、委託の仕様書に書いてある以上にニーズに合うことをしようとするのに、仕様書に書いていないので却下するということがあれば、それはおかしいという話にも繋がると思います。プレイヤーは誰なのか、委託の場合は、委託をする側、委託を受ける側、サービスの受け手となる受益者が居て、更に受益者の中でも、対象が広く市民全体の場合と一部の市民に限られる場合、直接的には一部の市民でも間接的に市民全体に関係する場合があります。様々なプレイヤーが居る中でそれぞれがどこを重視するのかということだと思います。今のお話は、委託をするうえで当然起こる問題をいかに防ぐかということですね。

●事務局

今のお話に出た委託は、従来型の委託ということになってくると思います。従来型の委託については、市で仕様書を作成し、その仕様書通りに行うという契約になりますので、今のような問題が生じていると思います。協働型の委託については、資料の「4. 協働としての委託」の山口県の例にありますように、予算の範囲内という制約はありますが、業務を請け負う側が需要を汲み取って仕様を考えていきますので、こうした問題は解消されていく可能性があると思っています。

●委員長

今日のテーマの前半部分について議論をいただいているところですが、これまでの資料で提示された

協働の定義については概ね妥当で、委託の中には協働に分類できる委託とそうではない委託があるという仕分けになるというところではないかと思いますが、何か意見はありますか。

(委員からの意見なし)

●委員長

では、委託は全てが協働ではありませんが、逆に全てを協働から排除するものでもないということですね。協働ではないものとしては、資料の中にもあるように財政効率だけを考えたものや委託を受ける側のアイデアや特性の入る余地のないもので、そういったものは協働の範囲からは除くという整理の仕方にしたいと思います。

●A委員

地域の中でいつも問題になるのは公園の管理です。今は地元で草刈機などを使って整備しているわけですが、何か良い分担の仕方はないのだろうかと考えています。公園だけではなく、放置された官地であるとか、空き地、空き家の管理なども、今後の社会を考えていくうえでは視野に入れておかないといけない課題だと思います。

●委員長

そのような問題が、まさに新たに発生した公共の分野ですね。誰がやれば良いのか分からないけれども、このまま放置しておくわけにはいかない、放置すると多くの市民に害が及ぶ恐れがあるところです。それを誰がどうしていくかというところは、これから協議をして作っていかないといけないわけですね。

●A委員

公園の除草の例を出しましたが、それ以外にも市への要望は今後も増えていくと思います。

●B委員

公園の管理については、市から地元の団体などに委託をして管理しています。何をしたかという報告はしなければいけません、厳しい取り決めがあるわけではなく、協働と呼べる形であると思います。

●A委員

私の知るいくつかの開発公園では、そのような援助を受けておらず、地元が完全にボランティアで管理しています。

●事務局

開発公園については、開発の条件として公園を設けることになっており、管理は住民で行うものとなっています。

●D委員

開発公園の近くに家を持っていますが、子どもが小さい頃はその公園でよく遊んでいました。だんだんと子どもが大きくなってくると、自分たちの子どもは遊ばなくなりますが、今度はフェンスを越えて近所の子どもたちが遊びに来ています。直接の受益者ではなくなっても、愛着がありますので、今は地域のボランティアで維持しています。

公園ひとつをとっても、愛着がなく、損得を考える方々は市へ要望をしておられるのかなと思います。そうではなくて、土地（地域）に愛着を持って、実際に子どもたちが遊びに来るので、自分たちは直接の受益者を卒業しても、維持に協力していくという意識がどの地区でもあれば良いと思います。

●委員長

今日は大きく2つのテーマでということで事務局から資料をいただいておりますが、この協働の範囲・形態についての内容はいかがでしょうか。違和感などありませんか。

（委員からの意見なし）

●委員長

では、委託だから協働ではないとか、委託は全て協働であるというわけではないということですね。

●B委員

少し疑問なのですが、「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の第16条には協働の相手方は市民等となっているのですが、例えば市外業者が業務を受託した場合はどのように考えるのでしょうか。

●副委員長

委託先をどのような方式で選択するかにもよると思います。プロポーザル（企画、提案方式）で委託するのであれば、当然民間業者も入ってきますし、防府市の協働のあり方をどうするかという点のひとつだと思います。テーマに応じて協働の相手方の選択方式を変えていくのもひとつの方法だと思います。

●B委員

「防府市参画及び協働の推進に関する条例」からすると、あくまで市民等を対象としています。同じことをやっても市内業者だけを対象にすれば参画協働で、市外業者が入ってくれば参画協働ではないというのは、少し違和感があります。

●事務局

「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の第2条に「市民等」の定義を定めています。該当するのは「市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう」というところですが、市内に事務所を有するとまでは限定をしていません。ですから、市内で事業を行うのであれば、参画と協働の対象になると考えています。

●B委員

そうすると、初めて市内に入ってきた事業者は含まれないが、過去になんらかの事業をしていれば含まれるということですか。

●事務局

防府市の業務全般に関して、事業協力という形態で入ってこられる事業者については、初めて市内で事業をされる場合でも、市として様々な基準はあるかと思いますが、プロポーザル（企画、提案方式）で広く提案を募って、それに対して応募いただける、請けていただけるということであれば「防府市参画及び協働の推進に関する条例」でいう「市民等」の中に含めることが可能ではないかと思っています。

●委員長

応募しませんかと声をかけられたら市民等なのかといわれると微妙なところですが、（応募、請負など）いずれの段階で市民等になるのかという判断の難しいところですね。

●E委員

今回の資料の「4. 協働としての委託」の最後に、「市民等の意見を仕様書に反映させるなど」とありますが、最初に仕様書があって契約をして、途中で問題が出てきたときに、簡単に仕様書を変えることができるものなのでしょうか。仕様書は明確に、きちんとしていないといけませんから、もし変えたなら最初から全てやり直さないといけません。1年なら1年、問題が出て仕様書に則って業務を行い、次の契約に反映させれば良いと思います。ある程度経験があれば良いのですが、初めから意見を反映させるのは非常に難しいと思います。

●委員長

仕様書を一旦決めて、それを基にして入札などが行われるわけですから、選ばれた後に内容を変えるのは公平性を欠くのではないかということですね。

●E委員

それと、仕様書は簡単に換えられるのかということです。

●委員長

そもそも仕様書は簡単に換えるものではないということですね。そこは事務局にお聞きしたいのですが、仕様書はどのような性格のものなのか。

●事務局

通常であれば仕様書は契約に付随しますので、仕様書を変更するとなれば、業務契約の変更ということになると思います。それを生じにくくするために、協働型の委託については事前に需要を吸い上げ、仕様書に反映させるとしています。仕様書を完璧にできるということはないと思いますが、出来る限り、予算の範囲内で求められるサービスを提供できるような形で取り組んでいくことが必要です。

●委員長

仕様書の内容をどんどん変えていくという事態を考えるのではなく、仕様書をつくる段階で話し合っていくということですね。

●A委員

計画、検証という段階があり、その作業の中で、ある程度変更すべき点があれば変更していくということは可能ではないかと考えます。参画協働の場合でも、計画段階から実行、完了までというサイクルの中で、途中で変更が生じた場合は協議で修正できるのではないかと思います。最初から仕様を全て決めてしまうのではなくて、追加なり修正なりをしていくということは行政では行なわれないのでしょうか。

●事務局

契約に至るまでの過程によります。企画の提案にしても価格の競争にしても、条件を示して公平に選定されたものについて、後から大きく仕様を変えるということはあってはならないと思います。ただし、その事業が出来る事業者が他にいないなどの理由で随意契約を結んだ場合は、多少の仕様変更も可能になる場合があるかもしれません。そういった制度的な面での課題は、参画と協働の仕組みをつくる中で明確にしていかなければいけないと考えています。

●委員長

「市民等の意見を仕様書に反映させるなど」というところは意見を反映させることだけが目的ではなくて、仕様書にも重みがあるので、契約後に変更の必要が少ないようにするという事も加味したものであるということですね。

協働の範囲についてはこのあたりまでとして、続いて協働の基本原則について考えていきたいと思えます。協働の基本原則については「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の規定と基本原則との対応が掲載されていますが、事務局から簡単に説明をお願いします。

●事務局

第3回会議の資料3において、今後の防府市の協働を進めるうえでの基本原則を8点ほど掲げています。これらの基本原則がどこから来たものかということで、追加の資料として「防府市参画及び協働の推進に関する条例」と照らし合わせています。前回の協議の中でも、現実的に即して考えたときに「自立化」、「対等」などは中々難しいという意見がありました。事務局としては、今の時点では条例の規定に沿って、協働を進めて行くうえでの目標として掲げたいということで資料を作成しています。この協働の基本原則については、協働事業提案制度を実施する際、あるいはそれぞれの事業の中で協働を進める際の、チェックポイントや評価等の基本になるものと想定しています。

●委員長

それぞれの原則についての説明は、第3回会議資料の資料3にあります。今回の資料は補足ということで、それぞれの原則が「防府市参画及び協働の推進に関する条例」のどの部分に対応するかが掲載さ

れています。順番に見ていくと、第4項「市政に関する情報を共有」と「評価の原則」が結び付けてありますが、これはこういったところからでしょうか。

●事務局

直接、評価という形には繋がりにくいところですが、情報共有をするというところから関連付けています。

●委員長

関係はします、という水準で繋げているということですか。評価の原則は協働事業の経過や成果などについてそれぞれ自己評価し、その結果をお互いが共有して振り返りを行う等して次の協働に活かすということで、お互いに活動の質を高めていくことを意識しましょうという内容ですね。

●A委員

双方で評価が一致しないと食い違いが出てくると思います。また、なかなかお互いの満足度が同じようにはならないということが想定されます。そこで、評価項目を考えていこうではないかという話が以前にあったと思いますが、評価基準については事務局で考えておられますか。

●事務局

実際の評価については基本原則に則して、その達成度合い等をはかるために基本原則の下に項目を考えていきたいと思っています。この項目については、基本原則についての合意が出来た次の段階でのことだと考えています。

●B委員

双方で評価をするのですか。

●事務局

基本的にはそのように考えています。

●委員長

評価の基準、項目をどのように定めるかは非常に重要なところで、定めるところを行政のみでやってしまうと少し問題があるかもしれませんね。評価の一致という面については、お互い立場が違いますので、評価が一致しないことはあると思いますが、ある程度はやむを得ない部分だと思います。

●A委員

評価基準が出来れば、その中身に沿って評価を行うわけですから、一致度はある程度高まります。

●委員長

客観的な指標だけで評価出来ればそうですが、定量的、定数的な話になってくると、これで十分であ

るとかまだ足りないであるとかいった食い違いはあるかもしれません。

●B委員

終わった後の評価ですから、一致するほうが珍しいかもしれませんね。

●委員長

大切なことは、「その結果を次の協働に活かす」というこの部分です。ここが出来て初めて評価の意味があります。ただお互いに評価をして、評価が良ければ良いというような話ではないので、次に活かせるような評価の仕組みをつくることが重要です。

●E委員

基本原則が8つありますが、基本原則がこれほど多くて良いのでしょうか。基本原則をひとつずつ読み解くと競合するものもあるように思います。例えば目的共有の原則に「最終目的はみんなが幸せに暮らせること」とありますが、一方で時限化の原則があります。期限を区切りながら最終的にみんなが幸せにというのは、不可能なのではないかと思います。この言葉の精神は分かるのですが、現実的ではないように思います。

もう一点、「経費の効率化」について表現することから逃げているように感じられました。経費の効率化だけではないということは分かるのですが、やはり協働の意義の中には経費の効率化があると思います。これがあるからこそ、多くの事業が出来る、無駄がない、そういうことがこの原則の中からは漏れているように思います。

最後に、評価の原則についてですが、これは改善の原則としてはどうでしょうか。評価することは当然として、それをフィードバック（結果の分析、反映）して今年より来年、再来年と改善していくことに意味があるものですから、少し言葉足らずな印象を受けます。

●委員長

3点ほどご指摘をいただきました。確かに、原則について矛盾するものが出てくる可能性があります。言葉をどのように捉えていくかという問題もあるのですが、例えば目的共有のところにある「最終目的はみんなが幸せに」というところだと、特定の人に利益が集中しないようにという意図で、目標として掲げているものだと思います。

●E委員

それは分かるのですが、表現を見直したほうが良いのではないかと思います。

●B委員

これは「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の逐条解説のようなものですから、条例の思想を並べてあるのではないですか。ですから、今日は防府市の協働の現状とのギャップ、問題点、課題等について議論しましょうということですよ。

●委員長

確認なのですが、第3回会議資料3の協働を進めるうえでの基本的事項の確認については公認されたものということによろしいですか。

●事務局

原則を分かりやすくワンフレーズでということ、目的共有の原則では「最終目的はみんなが幸せに暮らせること」としていますが、これは、(地方公共団体が広く担う役割の基本である)住民の福祉の増進ということと言い換えたものです。協働することの目的、理想として掲げたいということで、この目的共有のところに表現しているというご理解をいただければと思います。次に、最終的にというところが時限化の原則と矛盾するのではないかとということですが、目的共有の原則で目標を掲げ、(協働)全体のストーリーを展開していく中で、個別の事業においては責任の明確化と時限化の原則が必要であり、(このことによって)評価することもできるということです。評価については、P D C A (plan-do-check-act 計画-実行-評価-改善)というマネジメントサイクル(経営上、仕事上の基本的な手順)は当然取り入れられていくべきものと理解していますので、今後(評価の原則に)お示ししているのではないかと考えています。また、ご指摘のありました経営の効率化が必要であるという点ですが、これを全く放棄しているということではなく、最終目的はみんなが幸せに暮らせるということを達成するために取り組む中では、財政効率も必要ですし、量や質等も勘案しながら行っていくということでご理解いただければと考えています。

●委員長

効率化の話については、評価の基準の中にも入ってくるころだと思えます。今回、考えていただきたい内容としては、資料の最後にありますように防府市の現状とのギャップ、問題点、課題等ということが1点と、基本原則に掲げた理念としての協働に近づけるために必要なこと等ということで、問題点や課題を解決するためにどうすれば良いかという点ですね。どの原則についても良いので、ご意見があればお願いします。

●A委員

範囲・形態に対する意見になるかも知れませんが、協働の形態のところには補助と助成の両方を記載すべきではないでしょうか。自治会の活動をする中でも、補助金と助成金の両方があります。その細かい違いまでは分かりませんが、整理するという意味でも併せて載せておくのと良いと思います。

●B委員

補助や助成が、協働という括りで見るときにどうなのかなという思いがあります。狭義での補助、助成というものは市の業務ではありません。市民が何かをするから出すという形ですが、(協働の基本原則や領域でいうと)どこにあたるのでしょうか。

●委員長

イメージとしては第3回会議資料3の「7 協働の領域」の中の「市民等の主導のもとで、市長等の

協力によって行う」のあたりかなと思っていましたがどうでしょうか。

●A委員

こうした分類の中身というのは、将来のモデルになるので、重要になってくると思います。今の資料では別々にまとめてあるので、読み解くのがなかなか難しいところです。

●委員長

協働の形態が6つに分類されていますが、その6つが自助共助公助を更に細かく分けた5つの領域の中のどこに入るのかということですね。1つの形態が1つの領域に入るとは限りませんが、どの形態がどの領域に入るというものがあれば良いのではないかと、また、ここにはない助成という制度はどの領域に入るのかということですが、そのあたりの整理というのはどの程度出来るものなのですか。

●事務局

【第3回会議 資料2（参考）】で、補助と記載している中に「市が資金を補助する事業形態（補助金、助成金、交付金）」という分類で括っています。

●委員長

仲間としては補助金、助成金、交付金と3つの形態があって、まとめて補助という表現をとっているということですね。当然何らかの違いがあるので補助、助成、交付と分かれているのでしょうから、それについては後日ご紹介いただければと思います。そういうものが情報として記載されていないと分かりにくいのではないかとことです。これは資料をどう作るかということですが、何を、どこまで表現するのか、過剰になると却って全体が見えなくなったり、分かりにくくなったりということがありますので注意が必要です。しかし、自分が関わっていることが一体どれにあたるのかということは分かりたいですし、分かるような形でなければ、自分が関わっていることと協働とのリンク（連結、関連付け）が出来なくなってしまうと思います。

今の質問は疑問を持たれる方も多いところで、重要なところだと思います。資料の出し方、作り方に工夫が必要です。

●A委員

大相撲防府場所やほうふ花燃ゆ大河ドラマ館、バイオガス事業が出来る発電所などは、協働の中には位置付けとしては入らないのですか。

●B委員

発電所は協働ではないと思います。

●C委員

大相撲や花燃ゆなどは実行委員会という組織を作ってやっておられると思います。

●委員長

実行委員会は既存の組織からプロジェクトを推進するために集まっているわけですから、各団体の協働になるということですね。

●副委員長

基本原則の扱いというのはどのようになっていくのでしょうか。第3回会議の資料では8つの基本原則に照らした評価項目という形でまとめられていますので、前提としては「参画と協働の推進に関する条例」から規定されている基本原則を将来的には評価項目に結び付けたいという意図があるのでしょうか。

●事務局

基本原則を基に評価項目を設定していき、条例に沿った運用ができるような形にしたいと考えています。

●C委員

評価の原則というところになるとと思いますが、これから、行政と市民、あるいは団体が一緒に事業をするということが増えてくると思います。現状では、地域で活動していて、いろいろな意見は出てもなかなか行政に伝わらないということがあります。随分時間が経ってもまだ解決していないのか、という問題も多くあります。評価の中で、事業にどう関わっていったか、気にかけていったか、机上だけではなく現場に行ってみるということを行政の担当職員にお願いしたいと思います。委託しているにしても、期限を設けて事業をしているにしても、現場に行くということを評価の中に入れていただきたいと思います。行政の職員は現場に行くということがなかなかないのではないかという気がしていますが、現場に行くと、その地域の方と話をすることでいろいろな問題も見えてきますし、行政サービスの向上にも繋がると思います。

●委員長

どういう水準で評価するかというところもありますね。

●副委員長

評価というのは誰がするのでしょうか。例えば、ここに8つの原則がある中で、「自立化の原則」というのは明らかに行政から市民に対しての目線です。自立化しなさいというのは、市民の側が負う原則であって、行政の側には当てはまらないような感じがします。ここには、完全に両方の側が負う原則として共有できるものと、そうではないものが混在しているのかもしれませんが。

そうなってくると評価は第三者が行うことによって行政も評価されるし、市民も評価されるということを前提に考えていかななくてはならないと思いますが、(事務局の想定としては) どういった作りになっているのでしょうか。例えば自立化の原則を除く部分についてお互いに評価すると考えるのか、ここでいう「9 評価(基本原則に照らして)」はあくまでも行政が協働の相手を選択するときの評価項目ということに留めるのでしょうか。

●事務局

自立化の原則に関しては、協働の相手方が行政に一方的に依存することがないようにということが主な視点になっています。行政が自立しているかどうかを評価するというものではありませんが、お互いに事業を進める中で、一方に任せきりにしていないかというところが、行政に対してチェックできるひとつのポイントかもしれません。しかし、基本的には協働の相手方に対して行政が過剰に関与することがないようにということで考えています。

●委員長

どのように評価基準をつくるかというのは中々難しいかもしれません。自立化の原則ということについては、ご意見がありましたように誰が評価するのかという話もあります。自立化の反対は依存ということになりますので、依存の状態から自立に向かわせるような努力をしているかという観点でいけば行政も評価の対象になってくるかと思えます。そうしたときに、自己評価も必要ですが、それに加えて第三者評価も含めていくべきなのだろうと思えます。

●事務局

この8つの原則が相互に関連、連関しているところで、評価をしたものについては公開していくという方針（連関）ですので、第三者の方が目にする機会を得て評価が行われると思っています。また、来年度以降、協働事業提案制度の協議の中でそうした評価項目などを検討し、実際に協働事業提案が採択されれば、その実施事業に対しての結果を検証していくことになると思っています。

●C委員

第三者に公開ということですが、こういった形で公開を考えておられますか。今、いろいろな部署で事業計画を立てて課内で評価されたB、Cなどの評価が公開されているものがあります。会議などでこの評価について何の意味があるのかというような言い方をされる委員さんもいらっしゃいます。そういう風に思われる評価にはなって欲しくありません。

●事務局

確定的なお話はまだ出来ない段階ですが、双方が評価をするということで、行政側も相手側も評価を行い、それが公開されるというように考えています。

●副委員長

評価をするというのは入れておいたほうが良いという前提なのですか。例えば、協働事業提案制度を作ってから、評価をどうするか考えるという方法もありますが、そうではなくて協働事業提案制度を作った時点で評価というものを盛り込んでいきたいということですよ。

●事務局

この会議の中でもありましたように、PDCA（plan-do-check-act 計画-実行-評価-改善）で評価してより良いものにしていくという仕組みは始めからあった方が良いのではないかと考えています。

● A 委員

相互評価ということで、相手方も自分も評価を行い、評価結果を第三者に公表するというのもひとつの考え方として良いのですが、一般的な会社などでは監査を行うと思います。それが第三者の評価であると思うのですが、そういった制度は市のほうにはないですね。

● 事務局

それは事業を実施した事業者への監査ということでしょうか。

● A 委員

例えば紙面を作って評価したとすると、そこに監査制度があればその紙面を見て、ここはおかしいではないかなどと第三者的な評価を受けるということです。

● 事務局

財政援助団体への監査というものがあります。指定管理者であるとか、出資金を出しているところであるとかそういった団体等に対して市の監査室による監査は出来るようになっていきます。

● A 委員

当事者同士で評価をし合うと、どうしても甘くなってしまう面があると思いますので、仕組みの中に組み込んでいけるかどうか大切です。せっかく協働事業提案制度というものを作って、市のお金を使ってやっつけていこうとしているわけですから、最終的な評価については監査に近いような仕組みも入れていった方が良くと思います。

● 事務局

協働事業提案制度については、事業の実施内容や結果についてオープンにしていかなければならないという位置付けで考えています。それについては、来年度に協働事業提案制度について検討する際に盛り込んでいくべき内容だと思っています。

● 委員長

今日は前半に協働の範囲、形態について議論していただき、後半は協働の基本原則について、また、それに対する防府市の現状や今後どう活かしていくかについて議論していただいたところですが、改めて何かご意見等ありますか。

● D 委員

第3回会議資料2の協働による事業一覧の中に「防府市トライあぐる倶楽部事業」というものがあります。（これは地域の団体に対して補助金を交付している事業なのですが）今はどうなっているのかわかりませんが、昔は画一的に決まった金額を選定された団体に交付しておられました。

そのため、団体によっては貰えるから貰っておこうであるとか、複数の団体から補助を貰って運営しているというところもありました。活動を続けていく中で育ってきて、自立していく過程が各団体にあ

ると思います。その自立度に応じて、金額を変える仕組みがあると良いと思います。最初には手厚くして、徐々に減らしていくことで自立化を促せるのではないかと思います。

私自身の活動に置き換えても、最初はどこから手をつければ良いか分からず手探り状態であったことが、徐々に経験を積んでいくことで信頼を得て、思いがけない予算がついたということもあります。それは地域によって、団体によって状況が違うのでしようけれども、行政が補助金をくれるから貰っておこうということではなく、団体は本当に自立した考え方で補助金事業に申し込み、行政は減額も含めて精査をするということが必要だと思います。

ある財団の方から、補助金を出したら出しただけ、(受け手は)補助金を受け取っている感触がなくなり、育ててもらったことも忘れていくという話を聞いたことがあります。自立したパートナーを増やして行って、公共のお金を使わなくても民と民、民と官、それぞれが活動していくという社会を目指していくのであれば、団体の考えている計画の段階から関わっていき、金額についても補助を手厚くすべきところと、卒業していくところを見極めて対応できる制度も必要かなと感じました。

●委員長

非常に大事なところですね。市民活動支援というのは何のための支援なのかと考えたときに、やはり育成という観点が必要です。パートナーがたくさん育っていくということは良いことなのですが、本来はやはり育成の発想を持つべきで、支援計画のようなものが必要になります。活動が大変そうだからと、安易にお金だけ出してしまうと依存になってしまいかねません。

●D委員

そこがスタートなのか、ある程度活動が進んできて、次のステップに行くための必要資金なのか、自分たちのやってきたことと次のビジョンをきちんと説明できる団体に投資するのであれば良いと思います。しかし、今後いろいろな団体が増えてくる中で、簡単に補助や助成を出すようだと市の財政にも良くありませんし、本来の市民活動支援とは趣旨が違ってきてしまいます。

●委員長

自立化の原則は、単純にいま依存しているかどうかだけではなくて、行政が自立したパートナーを育てられているかという視点もなければならぬということですね。この原則が実現するためには、育成という考え方が必要です。今、こうした市民活動団体のサポートをする中間支援の取り組みがありますが、そういった取り組みをどのように展開していくかという話でもあります。非常に重要なご指摘、ありがとうございました。その他、何かありますでしょうか。

それでは、本日の会議はここまでとします。次回はこれまでの会議の内容を事務局でまとめていただいたものを皆様で確認いただき、追加、修正をしていただくということでお願いします。

●次回の日程について

11月12日(水) 午後6時30分から 防府市役所4号館3階第1会議室を予定